

第13回田子町県境不法投棄原状回復調査協議会議事録抄

- 開催日時 平成18年9月4日(月) 14:40～16:20
- 開催場所 田子町役場第一会議室
- 出席者 田子町県境不法投棄原状回復調査協議会委員：
三浦隆利委員長・野田英彦副委員長・畠山嘉昭委員・宇藤安貴子委員・
釜淵嘉内委員・椛本重幸委員・中村忠充委員・山崎喜三郎委員・蹴揚清見委員・
宮村清隆委員・坂下文明委員・北村岩勇委員・月館勝男委員・岩間友安委員・
宮村純吉委員・穂積倉二委員・山本わか委員・畠山勉委員・澤口博二委員・
伊藤公委員・久慈正良委員・上平喜四郎委員 22名
田子町：松橋町長・中澤経済課長・大村主幹・古郡主事 4名
青森県：山田報道監、藤林総括副参事、稲宮主幹、吉田主幹 4名
マスコミ関係者： 4名
- 計： 34名

■ 次 第

- 1 協議会開会
- 2 町長挨拶
- 3 案件
説 明 青森県の本格撤去計画について(青森県より)
案件1 青森県の本格撤去計画について
案件2 13日開催の住民説明会について
案件3 その他
- 4 閉会

■ 会議録

【松橋町長】

今日は皆様忙しいところ、第13回田子町県境不法投棄原状回復調査協議会においでいただきましてありがとうございます。また、三浦委員長さん、野田副委員長さんは、ご指導をいつもありがとうございます。今後ともよろしくお願いします。

7月末までの今年度の青森県の撤去状況は、ほぼ順調に進んでいるという状況と聞いております。先般7月29日に開催されました青森県の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において、青森県からは本格撤去計画の案が示されました。この計画の詳細につきましては、後ほど山田報道監がお見えになっておりますので、説明をお願いいたします。

来年度からの計画につきましては、様々な問題も含まれておりますが、県で行っている搬出作業がスムーズにいくような協力体制をとり、それから情報交換をしながら、当業務の活動を活発にしていきたいと思っております。

青森県においては、9日に現場見学会、来週の13日には住民説明会が開催される予定となっております。本日の協議の結果を踏まえて、委員各位にはこれらの見学会や住民説明会に臨んでいただきたいと思っております。今後の協議においては、皆様の意見を積極的に出していただきまして、前進的な田子町県境不法投棄原状回復調査協議会になるようお願いをいたしまして、挨拶といたします。今日はご苦勞様でございました。

【中澤経済課長】

どうもありがとうございます。それでは次第に則りまして案件のほうに入らせていただきます。進行につきましては三浦委員長のほうをお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

【三浦委員長】

お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。それじゃ最初に青森県の本格撤去計画について青森県のほうから説明していただきます。お願いします。

【山田報道監】

どうも、ご無沙汰してございました。報道監をしてございます山田と申します。よろしくお願いたします。今日は協議会の貴重な時間をいただきまして本当にありがとうございます。ただいま町長のほうからもご挨拶がありましたとおり、来週の9月の13日に、来年度から始まります本格撤去の住民説明会、それを開催したいと思っております。その前に町の協議会の委員であられます皆様に本格撤去の計画案の概要についてご説明させていただきたい、そういうことで町のほうにお願いしまして、こういう時間を割いていただきました。

それでは早速ですけども、お配りしてございます廃棄物本格撤去計画書案、お手元にあると思いきですけども、これにつきまして説明させていただきます。すみませんが座って説明させていただきます。**(説明内容省略)**

【三浦委員長】

ありがとうございました。今の説明に対して何かご質問などございますか。どうぞ。

【島山勉委員】

まず、計画の変更ですが、自分達の、県ののやりやすいような方向で計画を、撤去量を変更している、それが第一の印象です。まず、31万トンを普通産廃にするんだと、57万のうちの特管を27万にしてそれ以外の31万を普通産廃にする。そうすることによって受入先があるんだという説明になっておりますが、その受入先がはっきりしなければ今変更していても、その時に受入先がなければまた途中で変更しなければならないような状態が続くと思います。ですから、県のほうでは努力するとはいつも言っているんですけど、その努力をきちんとした数字なり運搬計画を示さない限りは我々はこの修正案には応じられないと。今、一時しのぎで計画を変更していても31万を受け入れるところがなければまた変更しなければならない。最終的には、受入先がなければ残すというふうになるのではないかなと、私は心配しております。まずこの31万の受入先を、何処何処の会社とかまでは言わなくても、それをやっぱり裏付けるような資料を13日は県のほうから出してもらうべきだと、そういうふうにはまず一つ考えております。

【三浦委員長】

特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物というふうに二つにまず分けて、普通産業廃棄物ですと受入先が増えるという、そういう意味でこういうふうにしたというふうに私は理解したんですけども。ですから今の質問と同じかもしれないんですけども。このような考え方でよろしいんですか。

【山田報道監】

すべて31万、全体では34万ですが、本格撤去につきましては31万ですが、それはすべて普通産廃処分場ということで考えておまして、できる限り、今、新しい施設とかいろいろありますけども、そういうところで特管、普通産廃の両方の許可を持っている施設多いものですから、そういうところで加熱処理をしていくと。受入できないもの、スラッジとかそういう普通産廃、そういうものにつきましてはですね、普通産廃処分場、他に受入してもらったり、ということ。

【三浦委員長】

他にございますか。はい、どうぞ。

【澤口博二委員】

ちょっと聞きたいんですけども、計画の変更ですよ、これは。このことはいつ頃から県のほうで話し合われてたんですか、変更について。

【山田報道監】

処理方法につきましてはですね、一次撤去始まりまして、先ほどもちょっと言いましたけども、施設のほうで受入できないものは現場の中で選定後、保管していつている状況にあると。それらについ

ては、今の施設以外の違うほうで、中間処理なり最終処分なり、ということで。それから一番大事なことで、現場でガスが出ている可能性があるということで、作業環境基準の安全確保しなきゃいけないということで、掘削方法の変更。ブロック単位から、AからFまでをスライス方式で切ってくと。それで国のほうに。その時にですね、廃棄物の処理方法、これにつきましては、環境大臣の同意が必要だということになりまして、本格撤去計画案について実施計画の変更が必要ということになります。

【三浦委員長】

よろしいですか。

【澤口博二委員】

山田さんでも県のほうでもいろいろなところと折衝してやっているわけですから、その情報すべてを公開しろとは言わないんですけども、なぜもっとそういう話をですね、前の協議会もあったでしょうし、小出しでもいいからちょこちょここと出してくれないのかなといつも思うんですよ。徹底的に情報公開というのが足りないんですよ。それは我々のせいもあるんでしょうけども、もう少し細かく聞かなきゃならないところもあるんでしょうけども、やっぱり実際にこの事業を遂行しているのは県ですからね、すべてを公開しなくてもいいんですけど、もう少しね、オープンにしてもいいんじゃないかと思うんですよ。そうすればね、我々地元のほうももう少し安心する種も増えるでしょうし。そのへんをお願いします。

【山田報道監】

皆さんがいろいろと心配されるお気持ちも分かります。大変申し訳ないですけども、やはり我々としても情報の提供の仕方が不足だったのかなと、反省せざるを得ません。そういう意味ではですね、これからと言っても、また嘘つくなどと言われるかも知れませんが、現地事務所だよりなり、結果が出たら役場の窓口とかあるわけですから、適に公開していきたいと思っておりますので大事なご意見として承ります。

【澤口博二委員】

地元があつての事業ですから、地元の理解が得られないことには一步も進めさせる気もありませんし、そのへんをお願いします。

【久慈正良委員】

5ページですね、フロー図のところなんですが、特管にせよ普通産廃にせよ、場外の上ですね、再利用というところの上に「洗浄」というところがありますが、この水処理の現状の設備と、この辺のところの能力の問題はないでしょうか。それが一つ。それから、洗浄して再利用する場合、これは当然その間に検査とかがあると思うのですが、それはどなたがなさるのか。

それから7ページの5)の①、「住民立ち会いのもと確認していく」とありますが、この住民というのはどなたを考慮してらっしゃるのか。それから、私ちょっと不明確で分からないんですが、一番最後の、一年315日稼働しますよということですが、それに対して50日が抜けるわけですが、この50日はどういうところを50日として考えてらっしゃるのか、その点をお願いします。

【山田報道監】

洗浄した水は水処理施設のほうで処理することとしております。それから二点目の検査確認ですね、これにつきましては県のほうで公定法に基づきまして、検査した結果を皆様にお知らせしてやっています。

【三浦委員長】

再利用するのは何処に持ってくんですか。

【山田報道監】

石等ですので、石であればですね、それは現場の中で工事として。

【三浦委員長】

石等ってなってるから、砂も入ってるのかっていうふうに思っちゃうんですよね。砂とか粘土も入りますよね。大林組とかいろんなところで例えば、秒速70メートルくらいの噴出速度の水を噴射してそれで細かくしながら、有毒なやつと有毒でないやつとを分離するというやり方がありますよね。そういったやり方で洗浄するというふうになるんだというふうに、私はこの洗浄というのを見てたときに、そうすると、汚れた部分の処理の部分はどうするのというふうに思ってしまう、洗浄するのはいいけど。洗浄して綺麗になるでしょ。例えば噴水と同じ原理でやって、消防車みたいなやつでがあとやるわけですから綺麗になります。汚いところはどうするのかな。

【山田報道監】

ですから洗った水、これは水処理施設のほうで処理いたします。三点目の住民というのはどなたかという質問ですが、それは基本的に町のほうにお願いをして、こういう協議会なり皆さんのほうに諮っていただいて何時々お願いしますというふうに考えておりますので。よろしいでしょうか。

【三浦委員長】

休みの日が365日のうち50日というのは。

【山田報道監】

315日これはですね、実際に施設のほうで稼働している実績なんです。青森市ですとか八戸市の。実際に休止している期間、点検期間ということですね。それで315日とうことで、全体の57万を6年で割って、さらに315日で割ると、一日に305トン施設で処理するということになります。

【久慈正良委員】

そうすると、こちらの作業現場のことではなくて、向こうの処理するほうの施設の稼働日数ということですか。わかりました。

【三浦委員長】

作業現場の人が例えば洗浄作業をする時に、作業服はどんなふうになるんですか。例えば飛沫をぶつけたと。そうするとこちらに戻ってきますよね、飛沫が。そうするとその人はどんな対策をしてやればよろしいのか。例えば釣りに行くような、カッパを着るような。あるいは自動的に行うとか。

【山田報道監】

詳細マニュアルというのはまだ作っていないものですから、今は実施計画の骨子案といいますか、本格撤去計画の案ということになってますので。これから詳細のマニュアル、これを一次撤去計画マニュアルと同じく、作成します。

【三浦委員長】

それはちゃんとこちらにも教えていただけるんですよね、詳細マニュアルこうやるよというのは。

【山田報道監】

当然でございます。

【三浦委員長】

先ほどの話の続きでした。はい、どうぞ。

【中村忠充委員】

特管以外の産廃、34万5千トンの搬出根拠を教えてくださいということ。それから、先ほど久慈さんから、「住民立ち会いのもと」という話がありましたが、住民立ち会いといっても、我々も住民だけれども、専門的な知識のあるものがない。そういうことで、専門家を依頼して知識のある方を住民を代表して立ち会いをしていただくという、そういう方向でも考えられるのかなと思うので

すが、そのことに対する県の考え方というものを教えていただきたい。それからもう一つついでに、人の話ですが、技術顧問会というものを設置して、そこでいろいろなことを相談して決めるということのようですが、この委員の中にですね、住民が指定する委員というものを是非入れていただきたい。以上とりあえず三点お願いします。

【三浦委員長】

最初に、普通産廃とか特管の量の根拠というのは、これは前に測定したやつに基づいてということですか。

【山田報道監】

そうです。

【三浦委員長】

その後は測定はしてないの。

【山田報道監】

実施計画を策定する段階で、平成12年あたりからですか、3年くらいかけてボーリング調査とかやってございますので、その中で特定して出していった結果、VOCは揮発することもありますけども、そういう分布になっているということでやっております。

【三浦委員長】

精度は二桁かそこくらいしかないんですよ。その後調べない理由というのは何もないんですよ。

【山田報道監】

今は掘り返したりできませんので。遮水壁が完成してから始めて本格撤去が、掘り返しができますので、今はシート上にあるやつをやっているだけです。

【三浦委員長】

変わる可能性もあるかも知れない。

【山田報道監】

ボーリング調査をしておりますので、数字的には変わりないと思います。

【三浦委員長】

25メートル四方一点で調べてるんでしょ。メッシュが25メートルじゃないの。

【山田報道監】

ちょっとメッシュの切り方の数字頭にはないですけども。

【三浦委員長】

それだったら環境省のガイドラインに則ってやっているということだと思ってるんで、それならそれなりに二桁は当たってるでしょう。二桁は当たってないよというふうに思います。

【山田報道監】

少なくともその時点を出してる数値の根拠から見るとだいたいこういう数字になります。

立ち会い調査の時に分かる技術的な専門家を入れてほしいという話がありましたけども、この調査そのものはですね、我々も一次撤去の時にやってみてますけども、地山と覆土の色が全く違っていません。覆土といいますか廃棄物。ですからある程度は目視でも確認できます。それから当然地山を重機などで掘削して、公定法などで土壌の調査とか分析をしますので、実際に立ち会う時に知見のある方

をということですが、目視でもここが地山なんだというのは分かると思います。

【三浦委員長】

おっしゃっている意味はですね、透水係数というか、砂でしたら、砂とか砂利でしたら透水係数大きいですから、VOCから何から入っていくでしょうと。要するに地山というのは人工的なものではなくて自然の山だというそういう考え方からした時に、その上に例えばVOCという有機化合物があって、それが入っていくよな、というのが分かるような感じでしたら、この地山で掘削をやめると言われたって、そこのところは入っていったよと。透水係数が大きいから。

【山田報道監】

地山はですね、全部土壌の調査をいたします。そしてそれが廃棄基準を満たしているのか満たしていないのか、基準値以上であるのか未満であるのか、基準値を満たしていないのであれば撤去いたしますので。

【三浦委員長】

透水係数とかを見ながら、ここはもう削らなくていいというふうに判断できる専門家がほしいんですね。そうでないと私がおしっこしてそのまま染みていっても地山ですねということにされては困る。

【山田報道監】

それ以上のお話しであれば私では答えにくい部分もあるので、こういう話があったということでご理解を頂きまして、お伝えしたいと思います。

【三浦委員長】

それから最後の技術顧問会に住民が指定する。

【山田報道監】

それも併せまして、そういうご意見があったということはですね、帰って伝えたいと思います。

【中村忠充委員】

それからもう一点、技術顧問会の中にですね、古市徹氏が、この委員会の会長にもなられるわけですか。この技術顧問会の中の。

【山田報道監】

顧問委員会の会長は古市会長ですね。

【中村忠充委員】

この技術顧問会というのは新しくできるわけですよ。

【山田報道監】

もう立ち上げてございます。

【中村忠充委員】

原状回復対策推進協議会というものは県が指名をし、委嘱をして作った協議会ですよ。ですからこの協議会が諮問すべきこの委員会というものに、古市さんという会長が入ることがおかしいですよ。なぜその人が入る必要があるのかという、この人が県境再生対策室長に諮問するものですよ。だからそれはおかしいのではないかという感じがします。だから先ほど申し上げたように、住民がこの人を是非委員にしてほしいということで、入れていただきたいということは、透明性を保つという意味で是非必要だと考えますけども。

【山田報道監】

貴重なご意見ありがとうございます。

【宇藤安貴子委員】

この間の協議会の時も質問させていただいたんですが、県のほうの協議会の時に説明させていただいたんですが、私たち町の協議会で伊藤先生をはじめとして、全量撤去するにはこの年度内では難しいのではないかと、これを何度も申し上げたおりに、必ず撤去しますというお約束をしていながら、改めて今この予定変更がされたことについての説明を残して参りました。

それと、自区内で処理するというにすごく拘っているんですが、先ほど山田報道監がご説明されたように、一日あたり100トンくらいの処理先がないわけですが、そこらへんを含めて、自区内で処理するというにちょっと考えていただきたいなと思っておりました。

【三浦委員長】

一点目の変更は、本格撤去で完全に実行するために予定の量を変更せざるを得なかったというふうに理解してよろしいんですか。変わってないんですか、これ。

【山田報道監】

67万という全体量がございまして、これを全量撤去することに一切変わりはありません。ただその中でこれまでは、一次撤去ということで、汚染拡散しないシート上にあるやつ、これ特管も普通産廃もありますけども、これを特管施設で処理して参りましたが、今度は本格撤去ということで、それだけの施設では足りません。ですから普通産廃につきましては、普通産廃の中で、処理するところも出てくるでしょうということで処理方法を決めていきたい。そういうことで考えております。67万という総量を減らしているとかそういうことはございません。

【三浦委員長】

そっちは減らしてないというのは分かってるんです。予定変更ということで新聞に報道されたものを見てみると、何かあったのかなと、何か新しいことがあったのかなというふうに思うと。

【山田報道監】

新聞で二点ほど気になった部分がありました。その一点というのがですね、特措法でいうところの有害産業廃棄物、これを普通産廃として処理する、という見出しだったと思います。有害産廃の中にも特管と普通産廃があるんです。普通産廃は普通産廃として処理してもいいのではないかと、ということで計画の変更があります。ですからここは若干、有害なものを普通産廃としてやるのかという心配があるのかと思います。

それから二点目は、「覆土及び堆肥様物、汚泥は、環境基準を満たすものは現場で再利用する」という記事だったと思います。我々が言っているのは、「覆土及び」ではなくて、土ははじめから入っていません。堆肥様物及び汚泥について、環境基準を満たすものは皆様のご理解、住民の皆様方のコンセンサスがあった場合は再利用を考えます、そういう実施計画になってます。そこの書き方も皆さんが心配を持たれたところだと思います。

【三浦委員長】

自区内とはどういう意味ですか。

【山田報道監】

あくまでも、これは青森県の中の廃棄物ということで、青森県の中で処理していきたいということです。

【宇藤安貴子委員】

それに関連してですが、7ページに「今後さらに処理施設の確保に努め」とあるんですが、実は私どもの集落の近くにちょっとした産廃の処理施設を建てたいという土建業者がありまして、その住民の方々に用紙を配って、判子を付けてほしいということがございました。そしてそれを含めて私は県

の会議の時にそれを説明させていただいたんですが、そしたら鎌田室長さんが「それは違うほうの課の仕事だからちょっとわからない」という話でした。そしたら古市先生が、「調べておいてあげたらどうですか」というお話しでしたが、新しく処理施設なんかを建てるのが三八地方で進みつつありますので、それにご期待しておりますというような説明だったように私は聞いていたものですから、建ててもいいのかどうかそれはよく分かりませんが、知らないうちに建ててしまって、またあの産廃みたいになれば困るなという気持ちがありましたので、さらに処理施設の確保というのがそういうところまで詰めていращやるのかどうかお聞きしたいと思います。その件については誰もが判子を付かなかったので、その話が一応今のところは止んでいます。

【三浦委員長】

結局は資本主義社会なのでそこに利益が出そうだと思うたら、民間が進出してくるというのは、これはあるかも知れないと思うんですけども、ただ24年までの間に利益確保したってその後会社が存続できるかどうかという問題もあるし、そういうことも全部含んで考えた時に、本当に採算が合うのかなというふうに思うんですけどね。

【宇藤安貴子委員】

土建業者の方がそういうことを何も住民に説明もしないで、これに書いておいてくれというふうに渡したそうです。そういうこともありましたので、私はちょっと心配しておりました。

【畠山勉委員】

追加ですね、今の宇藤さんの質問に関連がありますが、田子の農協で肥育センターを処分するというので、農協の計画の中にも挙がっております。処分するというので仮契約みたいなこともしている。これは噂ですが、その施設では産廃のごみを利用して堆肥を作るんだと、そういうふうな話も聞こえておりますが、そういう話を産廃のほうで、こういう施設ができたならば産廃を供給して事業を成り立たせるように県のほうでは考えているのか、そのへんをどのあたりまで関知しているのか、山田さんからお聞きしたいと思います。

【三浦委員長】

答えられますか。

【山田報道監】

我々のほうでもそういった話はいろいろと聞いておりました。実際に現地事務所のほうにも関連の会社の方が来て、こういうことを考えていますということで挨拶にも来たそうです。許認可のほうは別の部署になるということで、そちらのほうに確認いたしておりますけども、一切まだ来ていない。ただ一回相談に来たことはある。そういう状況の会社のようなようです。それが正規な会社できちんとした会社できちんと許可とって正式な申し入れがあって初めて検討するということです。ただ我々は堆肥様物、あそこに捨てられている廃棄物ですね、堆肥様物だけを堆肥にするというのはどうなのかなと。許可が下りるのかどうか、そこはちょっと気になっています。

【中村忠充委員】

5ページの撤去基本フローの中で、普通産業廃棄物のほうで、先ほども問題になってましたけどもこの「洗浄」は現地の場内でやるという計画ですか、それとも場外で。

【三浦委員長】

場内でやるって言っていました。

その時に305t/dayとなっていて、洗浄できるのは500t/day。

【山田報道監】

洗浄がいくらというのは出てません。あくまでも場内で選別する施設、処理能力それが一日に500トンの施設を作る。ですから実際に500トンの施設を作って現場から搬出するのが一日に450

トン。

【三浦委員長】

わかりました。

作業員の、現状での作業員の防毒マスクみたいなものはどういうふうになってるんですか。作業員の作業環境に留意するといいながら、防毒マスク、防塵マスク、そういったやつが非常に重要だし、服装とかそういったやつも重要だと思うんですけど。

【山田報道監】

それはマニュアルの中できちんと定めておきまして、レベル1から3まででしたか、その中でレベル1の場合の服装ですとか、レベル2の場合はマスクを付けるとか、そういうのをすべて定めております。

【三浦委員長】

そういうレベル1とかレベル3というのは誰が判断するんですか。現場のどういう立場の人なんですか。

【山田報道監】

現場の中での県の者がですね。

【稲宮主幹】

今の現場の中の労働対策安全に関しまして、県の一次撤去の中で、作業マニュアルを定めております。その中で、その作業環境について基準を定めております。だいたい国が定めている基準の半分、だいたい半分のものが第1レベル、レベル1というかたちになりますけども、その中でこういった服装をするとか、どういうマスクを使うということはマニュアルに定めております。

【三浦委員長】

私が聞きたいのは、掘って行って突然出てきた時に、今までレベル1だったのにレベル3とかに変わるということもあり得るでしょうと。そういった時に現場の責任者っていうのはどういう立場の人がどういうふうに判断して、それを対処するんですかという、そういう意味。要するにマニュアルできてますっていうのは、県で作ったマニュアルとか何とかというのは、どちらかというと紙くずみたいなものです。現場でやってたら一回ごとに新しい出来事に出会うという感じが、いわゆる現場じゃないですか。それとももう教科書のように現場をきちんと緊密な、レベル1だったらレベル1になっているというふうに理解してよろしいんですか。

【稲宮主幹】

それにつきましては、必要なものにつきましては常時監視しておきまして、そしてそれによって、現場の業者にお知らせしますし、常駐管理者を県のほうでおいておりますので、基準を超えれば作業を休止するというふうなマニュアルになっておりますので。

【三浦委員長】

今までそういった事例はありますか。

【稲宮主幹】

今のところはレベル1。

【三浦委員長】

レベル1だけ。本当にレベル1だけなの。汲み取ってないんじゃないかなという気がして。そのへん、現場の作業員にも結構な権限持たせていいんじゃないかと思うんですけどね。

先ほどの3ページの流れの中で、5ページでいいや。5ページのやつで、「サンプリング調査結果

に基づいたブロック毎の廃棄物の区分」がもうこれは終わってますよね。それでその次に特別管理産業廃棄物か普通産業廃棄物かという区別も終わってるっていうふうに考えておられるんですか。

【山田報道監】

これはあくまでも当初調査した時の、先程から当初と申しておりますけども、その時に調べた特管の、普通産廃の分布状況があります。その中で、特管の中でもVOCだけの特管物というのがございますので、これについては実際に掘削した時点で、右側のほう（普通産廃）に移っていくということもあるのではないかとということも考えられます。

【三浦委員長】

私もそう思ってるんですけど、例えばこういうふうになって、ここが汚れてて、この周りが普通だと。それはいいんですけど、これが明らかに汚れている真ん中、これは分かると。だけどこの境界をどうするんですか、例えばね。スライスでやっていった時にこの境界のところをどうするんですか。この境界の判断をどうするの、と言った時に、これは岩と一緒に、ある程度こう大きくとりますと。そして特管のほうに持って行きますと、例えばそういう考え方でよろしいんですか。

【山田報道監】

要約版なもので、詳細についてはちょっとあれなんですけど、実際にこれから会議していく段階です。ブロック単位で、だいたいブロックが20m*20m*2.5m、そういうブロックを形成して、そのブロックで管理していくと。その中には特管の部分もあるし、普通産廃の部分もありますので、そのブロックの中で出てきた時に、例えば50cmなら50cmの厚さの部分、全部何点か混合して、検査して測ってそれで数値を出していく。基準値を見ながら判断をしていきます。

【三浦委員長】

だからある意味で、きちんとやるんだったら分析をしながら進めていかないといけない。

【山田報道監】

もちろん、ですからそういった特管部分につきましては、特管か普通産廃かはそれはそれで分析をしますし。

【三浦委員長】

オンサイトでやるということに、オンサイトというか、現場で分析するということになると思うんですけど、ガス検知器とか、移動可能な分析機器とか、そういったやつを考えておられて、可搬型の急勾高度計とか、蛍光X線分析計とか、そういったやつをあそこの現場に置くっていうふうに理解してよろしいんですか。それとも一度持ち帰る。

【山田報道監】

ええ。あくまでも公定法でやるということでやっておりますものですから、現場の中ですね、すべての項目を公定法に基づいて調査するというのは非常にちょっと難しい面もあるので、これにつきましては外部委託をして。

【三浦委員長】

一回持って行く。そうすると一週間くらいかかるじゃない。

【山田報道監】

ある程度の期間はかかります。

【三浦委員長】

止まってしまうんじゃないの、掘削が。

【山田報道監】

ただあの、さっき言ったブロック毎、20m*20m*2.5mという大きいブロックですので、一箇所だけでなしに何カ所でも同時に進めて行くようなかたちになりまして、作業としてはスムーズに。

【三浦委員長】

でも20m*20m*2.5mで1,000m³ですけど、選別するのは500あるいは300必要なんですよ。そうすると、3日で結果を出さないと、あるいは何か訳わからないものがそのうちの3分の2あったとしますよね、そうすると一箇所しか掘れないということになっちゃう。現場に何で置かないのかという理由がね、現場に置けばすぐにわかるのに、何で置かないのかという理由がはっきりしない。それほどゆっくり掘削していったらいいんだというんだしたら、私はそれでもいいですよ。ただ皆さんが心配してるのは、どれくらい早く撤去できるかというやつを心配してるわけで、そういったことに対して答えられる状況になってないんじゃないですか。

【稲宮主幹】

これにつきましては、地山の状態というか、事前にサンプリングをいたしますので、明日持って行く、一週間後に持って行くという物を調べるというよりは。

【三浦委員長】

何ていうところに頼んでるの。

【稲宮主幹】

これはまだ本格撤去計画の話でございますので、これから、来年度からの話になりますけども、実際にこれは公定法に基づいた分析ができる分析機関、これは入札なりで。ですから事前に。

【三浦委員長】

さっき言った汚染水、汚染する水を浄化するところには装置あるでしょ、同じ装置が。

【稲宮主幹】

簡易分析とかそういう話になると、いろんな装置はありますけども、皆さんに安心していただくためには、公定法による調査が必要だということで考えておりまして、公定法ということであれば、一部事前にサンプリングをして持って行って、公定法による分析ができる分析機関で分析してもらって結果を出す。

【三浦委員長】

それじゃ、レベル1でやってたと思ったのに、作業員がレベル3だったというのも、後で知るということで、作業員の環境をあまり考えてない。作業員が一番現場に近いところにいる、そこで作業員がそういったやつ、被曝って言ったらあれですけど、被曝するわけですよ。

【稲宮主幹】

それは作業環境基準の話でございますので。

【三浦委員長】

いや、同じです。同じことです。要するに、特管の物があつたという、例えばそこからVOCとか何か激しいやつが出たとしても、それはVOCだからって言ってやってて、その境界、あるいは別のところから出てきたりなんかしても調べられないと。それは一週間後に出てくるという。

【稲宮主幹】

作業環境基準の測定は、検知管でとか、ガス濃度計とか。

【三浦委員長】

それは持っているの。

【稲宮主幹】

はい。今言っているのは廃棄物の分析、これを特管施設でできるものか、普通産廃でできるものかということについては、事前に地山で、かなり先にやる物をサンプルをとって分析結果を出して、予め結果をもう出しておく。そこのブロックについては、これはもう完全に普通産廃です、大丈夫ですということ特定できますので。

【三浦委員長】

ブロックは何カ所くらい。

【稲宮主幹】

一つが1,000立米ですから、それを575,000。今、本格撤去開始分の575,000に対して一区画が1,000。

【三浦委員長】

要するに、一ブロック毎に例えばサンプリングしましたというやつで、それに対してのデータベース作りますよね。そういったやつは何処に置くんですか。我々が閲覧することができますか。

【稲宮主幹】

その場合はパソコンなりで、データベースで管理することを考えてますが、それを閲覧する方法とか、ちょっとそのへんはまたこの実施計画で。調査結果はパソコン上で管理することになります。

【三浦委員長】

それから4ページの撤去量に関しては、これは石灰含んでますよね。石灰を一月毎に発表していただくか、あるいは石灰の使用量を出してもらわないと、撤去量＝撤去量＋石灰では、伊藤委員が昔から言われてるように、おかしいんじゃないかと言われてるとおりだろうと思うんですけどね。

【伊藤公委員】

関連ですけど、数字のことで二つお聞きしたいと思います。今日の資料の4ページの②の撤去対象量ですね、これが4月の県の計画と進行状況の数字と全く違うんですね。つまり増えてます。4月に出たのは、16年度が6016.32t、ところがそれが11,400tになってますね。それから17年度が37,504.23t、それが39,900t。簡単に言えば水増ししてあると。どういう関係で水増しになったのか、県の方からまずお聞きしたいと思います。

【三浦委員長】

どうなんですか。

【山田報道監】

この数字はですね、すべてマスコミ等に公表している、実績として公表している数字ですので。

【中澤課長】

報道監、ちょっと補足します。この数字は今言われた数字と違います。今、伊藤委員が言われた6千が正しいんです。これには水が入ってます。それこそ水増しなんです。67万1千立方の廃棄物にはもともとあそこのAエリアにあった水が入ってないんです。Aエリアの水の量を含めると確かに1万1千になります。

【三浦委員長】

水と石灰入ってるんじゃないの。

【伊藤公委員】

今年の4月まではですね、水と別にして発表してたんです。それでいきますというと、6,016.32tと37,504.23tになるんですが、この時の水様物の撤去量を足せばこれになるんです。つまり水増しです。けども、水というのはあれは天から降ってきたのが水ですからね、いくら泥のようだと言いましても天から降ってきますから、最初の測定の中には入ってません。つまり総量の67万1千トンの中には水は入ってません。それを入れて、ここで16年度、17年度、18年度の今までの分が順調に進んでいると。ですからもしかするというと、総量が9万6千トンを超えて10万トンくらいいくんじゃないかという話し最初に説明しましたがね。水増ししてこういう発表のしかたをされたのでは私ら困るんですよ。

【三浦委員長】

ということなんで。

【山田報道監】

我々県としましては、水を県の税金使ってまで出しているという覚えはございません。あくまでも水状の廃棄物、廃棄物ということで処理しております。廃棄物、これについて撤去しているという、そのところは議論が尽きないのかも知れませんが、そういう考え方です。水じゃないですこれは。

【三浦委員長】

石灰は入ってるんですか。

【山田報道監】

実際には石灰は、選別施設作って、今の選別施設作って、一時的に管理した物には入ってます。石灰を使ってるのは、今の粒度の大きさのやつですね。それから石灰混合して水分を減らして、逆に0.7くらいの比重で動いています。1.0とかそれくらいの。

【三浦委員長】

石灰はね、例えば炭酸カルシウムですと比重は2.7ぐらいなんです。水が1.0とすると2.7倍。それから水酸化カルシウムとすると2.24くらい。酸化カルシウム、生石灰と言われるやつですと3.3くらいなんです。そういったやつを混ぜ込むと重量が増えるはずなんです。私がやってる例えば石炭ですと、1.2が真比重なんですけど、それをばさばさと入れると0.75になります。その割合からいくと、1.2が0.75ですからその割合からいくと、例えば水酸化カルシウム、生石灰の2.24というやつでいうと1.0を完全に超えてしまうということになってしまうんです。

【伊藤公委員】

はい、関連します。5月10日に町長さんをはじめ、関係の方々が県に行ってその点についても質問して、返事もらってるんですね。その返事の内容はこうです。「水分調整のために混合している石灰量については、混合した石灰量以上に水分が飛散しているため、石灰を混合することによって量的に増えることはありません。」という室長さんの返事が出ています。

【三浦委員長】

それは今回配布されてるの。

【伊藤公委員】

今の資料のにはないです。さっきの話に戻りますけどね、さっきのところでは、今年度は44,700tを運ぶことになってるんです。ところがさっきの水の量が7,780t水増ししてありますからね、この分加えるというと、ここが今年度は52,480t運ばなきゃならないはずなんです。とてもじゃないけども、今年中に運べないんじゃないかというのが私の感想です。

【三浦委員長】

ここに書いてあるやつは、話はおかしいとは思いますが、水は飛散して石灰は残るんだけど、水以上に石灰を入れてないっていうから量的には増えてないっていう、そういう訳のわからない話書いてあるわけです。ところが現実はこの量を測ったところが青森RERとか八戸セメントで測ったと、それだったらこの量に関してはここに書いてあるとおりに思います。だけど、現場でトラックごと測ってそれでこの量になってるとしたら、石灰も水も入ってるっていうことですよ。だからこんな答えで満足してもらおうと困るんですけど。この答えおかしいよと、詭弁使うんじゃないと。

【宇藤安貴子委員】

それから、388とか端数が出ると、切り上げて報告するという報告でした。

【三浦委員長】

それは、あまり正確な量じゃないので、もともと。だから3桁目を上げようが下げようが、どんぶりでもまだやっている。全部終わった瞬間に、石灰の量これくらい使って、お金これくらい使いました。石灰の量教えてもらうだけで、ここからその量を引けばいいだけです。そうすると現実に運んだ量が分かります。

【伊藤公委員】

もう一つですね、現地事務所だよりの3月号ですね。3月17日現在の一次撤去の状況についてのお知らせがありますけども、今年の場合一日にだいたい20台ぐらいで運ぶんだということだったんですが、実際に計算してみたら、16年度は一日9台しか動いていない、17年度の3月までで15台。20台動いてないんですね。それが今度40台から45台も動かさなきゃならない。それが果たして可能かどうか。可能だというお考えで計画たててるのだからと思いますけども、今まで順調に進んできましたと言う実績でも計画分動いていない。そういう問題がさらにこれから本格的に入るということで、出てくるだろうと思いますので、そのへんをどう考えたらいいのか、ちょっと私には分かりませんし、県のほうでも実際に動いてみないと分からないだろうと思いますが。ただ、今言ったように計画どおり台数が動かないとなると、最終的に撤去できないですよ。残ることになりますね。私らはそっち心配しています。以上です。

【中村忠充委員】

その時点でやれなかったから現地処理量を増やす話になっていくと困るわけですよ。今のままだとそうなる可能性がかなり高いという心配があるわけですよ。ですからこれはやっぱり県としてもしっかりと計画をもってやっていただかないと、去年度くらいはある意味では井勘定も少しは許されるかも知れないけども、本格撤去に入れば、これはやっぱりちゃんとやらしてもらわないと、という感じがします。是非それはとおしていただきたいと私は思います。

それからさっきの自区内の話の回答が出てなかったんじゃないかな。自区内で処理するという話。

【三浦委員長】

自区内で処理するか否かに関しては、結局、この協議会とかなんかの意見をとおして了解を得られたら自区内で処理したいということなので、処理したい、だからみんな認めるというふうにはさっきおっしゃってませんでしたので。洗浄、あるいは自区内再利用というやつに関して。

【中村忠充委員】

それ全般の自区内というのは、青森県内の中でということですか。

【三浦委員長】

青森県内ということです。現場も入る。

【山田報道監】

ですから県としては、自区内処理、県内処理を基本として進めていきたい。

【中村忠充委員】

それでいくと洗浄も、いわゆる洗浄というのが今の遮水壁の中でやるというものか。私が聞いたのは自区内は自区内の問題、洗浄は洗浄の問題。洗浄は現場内ということでもいいか。さっきの自区内というのは搬出した物を青森県内の施設で処理をするという、こういう理解でいいですね。

【三浦委員長】

他にございますか、はい。

【畠山勉委員】

まず、鎌田室長は以前から、田子町のごみは特管物、医療系廃棄物が多く入っているから特管物なんだと、そういうふうな説明をして、それによって国からの助成金も多くもらえる、4百何十億もかかるものを半分もらえると。ほとんどが特管物だと、そういうふうな説明を受けて私たちも納得してきたんですが。それで今になってみれば、注射器が5年経てみればウィルス菌が無くなるとか、訳の分からないことを出してきて話してきてますが、結果論からいえば、県の計画があまりに曖昧だと、簡単すぎると、これが私の一つの結論です。そうしてやってみれば、今この変更をしてやった処理費用と、特管物として取り扱って全部やる方法だったら費用が相当今のほうが私たちの考えでは安くなるんじゃないかなと、そう見ております。費用と効果の対比はどうなのか。それから、このような変更をする基準というのが、緩和されたから今になって県でそういうふうな環境省の基準を取り入れてやるのか、一回目の計画をたてる時点で、そういう計画が環境省の中にあっただのか、あったらなぜその時に計画を取り入れてやらなかったのか。この点を、今日は山田さんからの説明ははっきり言って無理かと思えますから、それを含めて山田さんから13日の日はきちんとした説明をしていただきたい。それから31万の処理先の目途を13日はっきりしなければ、この計画を認めてはならないと。今認めたとしてもその31万の受入先がなければ次もまた変更しなければなりません。まずその31万の目途、三八地区に何トン持って行くとか、津軽地区に何トン持って行くとか。青森県内で処理するのであればその処理先をまず、名前は言えないにしても明らかにしてもらいたい。そうしなければまた行き詰まります。私の知る限りでは三八地区で31万も受け入れる施設がありません。少しずつの施設がたくさんありますと言ったところで、31万もの量を受け入れる施設はちょっと難しいんじゃないかなと思います。そういう施設もはっきりしないものを今この委員会で認めたとしても駄目だと。これがはっきりしてから認めるべきだと。私はそう強く主張します。

【三浦委員長】

一番最初のやつは費用、効果に関して一番安いやつということで、変更せざるを得なかったのかというよりも、これは環境省のほうで、要するにちゃんと調べたんでしょ、そしたら特管物がどれくらいあるんだというやつが正確になったでしょう、そしたらこれに対してこういうふうにはどうかという指導は受けたんじゃないですか、青森県で。実質的に全部特管のほうが補助率が高いわけなんで、そういう意味では青森県も苦渋の選択を迫られたというふうに思っているんですけど。山田さん、そうじゃないですか。

【山田報道監】

苦渋の選択というよりも、当初ですね、県として我々実施計画作った時に、常に加熱処理で処理していけるんだと、特管、普通産廃に関わらず、それで処理していけるだろうと。ところが実際に一次撤去をした中で、受入施設から100ミリオーバーの物は受け入れられない、そういう物がどんどん出てきている。それを現場の中に積み上げておりました。そういうことで、処理方法を決めようということにしたわけです。それ以来国のほうに行って、相談したところ、処理方法の変更については、実施計画の範囲内での変更は必要だということ指摘されました。ですから今、実施計画の変更も併せて。ですから金がどうのこうということで計画を変更したのではないです。最初から特管はいくら、普通産廃はいくらというのが入ってます。ただそれをすべて加熱処理でやっていけるものだと思ってました。底の部分が甘すぎると言われればそれまでですが。

【三浦委員長】

100ミリオーバーに関しては、現場に破砕機を入れるということになるんですか。

【山田報道監】

ですからそういう方法だとか、最終的に埋立てとかもしていけるものであればそれをやってもいいし、いろいろな方法があると思います。

【三浦委員長】

埋立てってね、先ほどおっしゃいましたですけど、埋立てとか中和というやつはこの基準は何処で誰が判断しても間違いないなというふうに思うと思うんですけど。埋立てというのは、これは完全に土壤環境基準を下回るものに対しては埋立てするっていうそういう考えでいるっていう意味ですか。

【山田報道監】

将来的に廃掃法の中でそういう処分ができるというふうであれば、それは検討して方法として考えたい。

【三浦委員長】

それから中和というやつなんですけど、例えば青森RERとか八戸セメントはともかくとして、溶融させる時に一番温度低いのは、アルカリ分が1/0くらいが丁度いいわけです。それが温度が一番低くなるんです。そのためにこっち側でわざわざ石灰を入れてる、水分調整でも何でもなくて、どちらかという石灰を入れてるのは、青森RERとかで溶融させやすくするために石灰を入れてるんじゃないかと、逆に勘ぐってしまう。普通は石灰をそういうふうにして溶融施設では使ってるわけです。だからそういうふう考えた時に、中和というのは、酸とかアルカリのものすごい強いやつが、石灰は強烈なアルカリですからね、それで中和というのを考えてるのは、酸とか何かがあるということですか。

【稲宮主幹】

これについては、今のところは出てません。県の想定する廃棄物の中にもないですけども、こういう現場ですので、仮に想定していなかったものが出てきて現場に、中和しなければならぬものがあるとした時に、実施計画上で加熱処理と書いていても加熱処理しかできないこととなりますから、中和ということをやろうと思うと、実施計画の変更だとかいろいろな手続が必要になりますので、その間、現場に物が滞留してしまうということがありますので、廃棄物処理法によりできる適正なものについては、全部できるようにとりあえず広げさせていただき、もしそれで強酸性の物が出てきた時には、中和という処理ができるように、適正な手段をとれるようにして、全部が全部中和しますということではなくて、こういう現場ですのもし方が一こういう物が出てくる可能性がないとは言えませんので。

【三浦委員長】

その流れというか、マニュアルね。現場でそういう物を見つけた、見つけられなかったも含めて、マニュアルを見せてほしい。それは要望でいいんですが、先ほどの畠山さんの最後の質問なんですけども、31万の受入先が決まらない以上、こういう計画を受け入れるわけにはいかないと、こういうご意見で、誠にごもっともなご意見なんですけども、これは栄位に努力すると言いながらずっと2、3年経ってもまだ変わらないなというふうに思うところがある。青森県はあんまり努力してないというふうに理解してよろしいんですか。やる気がないっていうか。

【山田報道監】

今の一次撤去、シートの上にあって施設の中にあるもの出してますけども、96,000トンありますけども、変な言い方ですけども、あえて施設を探さずとも、今の2箇所ですら充分処理できる量ですので、その間、違う施設を探せばいいと言われるんですけども、いろんな施設とか新しい施設とか、いろんな動きがございまして、青森県産廃協議会さんをお願いして文書出してます。説明会を開催する予定もございまして。そういうことで進めていきたいと思っておりますので、何処で受けれてもらえるのかはっ

きりと言われましても、今一步一步進めて参りますということで何とかご理解頂きたいと思います。

【中村忠充委員】

一点だけ。13日までにということで先ほど畠山委員が期限を切ったわけだけでも、13日に来る時には、自区内処理を基本とするというふうになってますけども、絶対に自区内だけで処理するというふうにも受け取れないので、やっぱりちゃんとした、よそに頼むんだったら頼むと、100トンは何処何処から内諾を得て、などのようにそこまで示さなければならない。やはりきちんと受入先を特定していただいて、分かりやすいようにその説明をしてもらえれば大変ありがたい。是非そうしてほしいと思います。

【三浦委員長】

はい、どうぞ。

【山崎喜三郎委員】

4ページ、4ページで「処理方法は、「焼却」、「焼成」、「溶融」のいずれかの処理方法を行う。」とありますが、いわゆる焼却・焼成・溶融の割合というんですか、その全体に占める割合というのがどういうふうになっているのか。それと、焼却・焼成は溶融よりもトン当たりの処理費は安いんじゃないかなという予想ですけども、その処理料はトン当たりどれくらいになるのか。そういうことも今出なければ13日までに畠山勉さんのそれと併せてですね、お知らせしていただければという、そういう気がします。

【三浦委員長】

大抵の場合、焼却というのは自分で燃えることができるやつ、焼成というのはVOCとかそういったやつが入っている、溶融というのは特管物というやつで、手を触れられないという、医療廃棄物みたいなやつになってるんですけど、この3つに関して、現場にどういう物がどういうふうにあるかというのがきちんと分かっているんだったら、焼成とか焼却とか溶融物がどれくらいの量出るかというのはすぐ計算できる。でも、私は燃焼の専門家なんで一言言わせてもらいますけども、ああいう現場にあるやつで焼却・焼成・溶融というのは、全部掘り起こしてみないと燃えるかどうかも分からない。きちんと選別できるかというところできない、というのが普通の専門家の意見だと思います。それをもう区分けしてあると、だからできるというふうにおっしゃるんだしたら、これはすごい私以上の専門家だっというふうに理解してますんで、13日は来れませんけど宜しくお願いします。

【畠山勉委員】

それと一つ。57万のうち、特管物26万になるんだと。そうすると普通産廃31万だと。こういうふうな29日（県境議会）の説明だったと記憶しております。そうすると、26万3千トン、この特管物は今の八戸と青森の施設で24年度までに、26万トンだったら施設を増やさなくても処理できる数字なのか。今分かっていたらお知らせ願いたいと思います。特管物の処理先ですね。26万というのが、今の青森と八戸の2施設で対応可能なのか。

【三浦委員長】

26万トンを6年315日で150かけると、26万くらいになりますから、可能だと考えていいんじゃないですか。

【山田報道監】

青森県と処理先との契約は毎年度ごとということで、ですから青森と八戸で今のままで6年後も同じく処理しているかというそれはお約束できません。ですけど逆に言うと、皆さん新聞なんかでご覧になっているかと思いますが、青森、八戸で施設の動きが増えております。ですからそういうことを勘案して、26万という量の中で、毎年契約しますけども、入札なりで対応していきたい、そういうふうを考えております。

【三浦委員長】

他にありますか、はい。

【梶本重幸委員】

4 ページですが、「県の協議会等において十分説明し、」とありますけども、もしもコンセンサスが得られなかった場合には、これはどういうふうになるわけですか。どういうふうに考えてますか。

【山田報道監】

コンセンサスが得られなかった場合にはすべて撤去いたします。

【梶本重幸委員】

それからもう一つ。先ほどから出ている問題ですが、県の協議会でも処理場所の関係はそれとなくいつでも話しておりますが、県では一向に話してくれません。この間出てきたのは県南地区というところまで話が出ました。先程来話が出てますけども、県南地区の何処なのか、これがはっきりしてくると我々住民も安心できると思うんだけども、そのへん県のほうで言いづらいかも知れないけども、もう来年のことですから、そろそろ出しても思っていましたけども。

【三浦委員長】

他にございますか、はいどうぞ。

【澤口博二委員】

この撤去計画案ですか、これはこのフローでいくと、資料1の。説明会やって委員会やって11月18日の協議会やってそれから国のほうにかけるんですか。

【三浦委員長】

スケジュール、なんかありましたっけ。

【山田報道監】

これは本格撤去の計画案です。これよりも若干先行してやるのが、実施計画の変更です。先程言いましたけど、実施計画の処理方法の追加、これを加えて同意をもらって、その同意をもらえないうちはこの加熱処理以外の方法は、本格撤去計画に入れることができません。

【澤口博二委員】

じゃあもう出しちゃうんですか。

【山田報道監】

ですからまずは同意を頂いてから。環境大臣からの同意があった後に、加熱処理以外の処理方法でも処理できますということで。

【澤口博二委員】

作業マニュアルなども含めて見通しとしてはいつ頃できるんですか。

【山田報道監】

我々の目標としては、本格撤去マニュアルまでをできれば年度内にすべて。そして新年度。県のほうの環境審議会とかありまして、そこでの意見とかを聞かなければいけないので、等々ありましてずれ込みそうな感じもあるんですけども。

【三浦委員長】

これは概算要求に限りなく近いカタチで、変更とそれから予算要求、年度ごとということになっているわけなので、11月下旬から12月にはもう青森県から省のほうに持って行かざるを得ないと思

っています。そういうふうにした時に町のほうとして、現場に土壤環境基準を下回るものに関して置いていかどうかというやつを、少なくとも11月の中旬くらいまでには町として結論づける必要がある。はい皆さん考えてください、結論出してくださいというのでは、ちょっと資料がなさすぎるという点もあるので、これを協議会のどこかのワーキンググループのところで検討していただきたいというふうに思ってるんですけども。どのワーキンググループ。

【中澤課長】

調査のグループがありますので。

【三浦委員長】

そのグループで再利用という面に関して検討していただければというふうに思うんですけども。11月の中旬くらいまでにはもう完全な結論として、町長のほうから県知事のほうに出すという、そういうかたちにならざるを得ないんじゃないかと思うんですけど。時間的にはそういうスケジュールで、ちょっともう遅いのかもしれないです。

【中澤課長】

ちょっとよろしいでしょうか。報道監、実施計画の変更に際しては、町の意見というのは求められるのでしょうか。

【山田報道監】

そうです。お願いいたします。

【中澤課長】

それはいつ頃になる予定ですか。およそ、目途。

【三浦委員長】

町の意見書が遅れたので計画案から何から遅れたのでは困るんで。

【山田報道官】

町の意見を国に出す時に添付すればいいのであって、その時には県の環境審議会の意見書等もすべて付けてやらなければいけない。環境審議会はですね、例年ですと11月から12月、もしくは環境政策課という大きい中で審議会を開くとすれば。ちょっとこれから我々で検討して後ほど町のほうにお知らせします。

【三浦委員長】

日程進めてください。

【中村忠充委員】

今あの、報道監、大変な時に報道監をやられていて大変だと思いますけども、そういう役割ですから。今の話を聞いているとき、住民の意見は意見として、これに付けてやればいいんだと。だからそれとは関係なく計画は進めますよというふうに聞こえるわけですよ。それだと、住民から意見を聞く説明会とかさ、そういうものまで不要になる危険があるわけですよ。やはり住民の意見というものを基本計画の中にちゃんと盛っていただいて、住民がちゃんと納得した上で、これはやっぱり進めていただくというのが、初めからの町と県との約束事であるわけですよ。是非そういうことではなくて、先ほど冒頭で申し上げた顧問委員会の中に早急に、田子住民が指名する委員を最低2人くらい入れて、次の顧問会議の時には町が推薦した委員も一緒に入れて、そこで慎重審議していただきたい。これは是非実現してほしい。山田氏の力に頼る次第であります。

【宇藤安貴子委員】

私の意見は独断と偏見だと思うんですが、前の室長さんから今の室長さんに変更されてから、何か

方針が変わったような気がするんですが、そういうことってあるものでしょうか。

私の記憶だと、前の室長さんは24年度までに終われなくても、必ず責任を持ってそういうふうに取り組んでいくようにしますというふうに言ってくれたような気がするんですが、そういう記録なんかもしっかりあるものでしょうか。

【中澤課長】

今の話は平成15年の末頃の話だと思うんですが、それは文書で県のほうにお願いをし、県から文書でそういう回答がございまして。しっかり残っています。ですからこれは、室長が代わられようが何しようが県としては変わってない和我々としては考えております。そういう面では、きちんと文書で残ったものは残してありますので。気が変わろうと何だろうが、あるものだというふうに考えていくしかないと思います。

委員長、時間が予定の時間となって参りましたので。

【野田副委員長】

一ついいですか。ちょっと確認したいんですけども、撤去方法なんですが、高さ2.5メートルのメッシュ毎にやっていくということで、撤去をする前にサンプリングして、その内容物を分析することなんですけども、高さ方向の分布というのをとるんですか。例えば2.5メートルだったらですね、その全体がどういう状態にあるかというのをとるのか、それとも高さ方向に何点かとるのか。2.5メートル掘っていく時にですね、特管物と普通産業廃棄物と層になっていると。その時にどう対応するのか。

【三浦委員長】

これはパイプをこう入れてやって、例えば13メートルだったら13メートルということで、一つづつコアがあるわけで、そのコアに対してここは何、ここは何というふうになってるわけですか。そこで例えば突然のように特管と普通が層になっていた時に、先ほど言ったように岩の対処と一緒に全部汚染されているだろうということで、一番特管物に近いあたりで周りをえぐるという、そういうやり方をするのが普通のやり方です。当たり前のことを言ってるんで、そういうふうにマニュアルを作っていただきたい。いろんなことを想定して、今の意見も考えてマニュアル作ってくださいということです。

【野田副委員長】

もう一点、土壌ですね。5ページの右のフローで見るとですね、掘削して土壌採って、「確認分析（土壌環境基準）」とありますけども、土壌環境基準を満たしたものは現場内で再利用となっておりますが、土壌環境基準とは結構甘いものなので、この基準で直接判断していいものかどうかというのを聞きたいんですけども。

【稲宮主幹】

我々は、土壌環境基準というのは公的な基準であって、それによって汚染土壌か否かを判断することは妥当な方法と考えています。

【野田副委員長】

この基準で決めちゃう。それは住民の意見を聞かなくていいんですか。

【三浦委員長】

そのところは住民の人たちが再利用していいかどうかということを検討してもらうために、この協議会のワーキンググループで、調査のワーキンググループに付託しますと。そこで検討してくださいと。その意見をもとにまた協議会で再利用していいかどうかというのを検討しましょう、ということ。

【宇藤安貴子委員】

野田先生、お聞きしていいですか。協議会に出るといつもこの土壤環境基準ということで大丈夫という説明を受けますが、それだけでは駄目ですか。

【中澤経済課長】

それをワーキンググループのほうでもんでもらいますので。今ここで結論は出ません。

【山田報道監】

今の委員長の発言でちょっと訂正がありますけども。我々が言っているのは、皆さんに諮って、意見を聞いて、コンセンサスを得て、再利用できる物というのは、汚泥を除く堆肥様物です。その点だけはお願いします。

(事務連絡等は省略)